様式第五十二及び様式第五十五を次のように改める。

様式第 52（第 96 条関係）

（表　紙）



（表紙内側）

液化石油ガス設備士の心得

1　常に液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法規を守り、作業に関する保安に努めること。

2　作業中は、必ず本免状を携帯すること。

3　本免状を汚し、損じ、又は失ったときは、再交付の申請をすること。

4　本免状を他人に貸したり、譲ったりしないこと。

5　本免状の記載事項を書き直したり、写真を貼り替えたりしないこと。

6　免状の交付を受けた日に属する年度の翌年度の開始の日から３年以内に高圧ガス保安協会又は経済産業大臣が指定する者が行う講習を受けること。第１回の講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から５年以内に第２回の講習を受けること。第３回以降も同様とする。